

諮問日：令和2年10月19日（令和2年度（最情）諮問第21号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（最情）答申第54号）

件名：特定の決定がされた経緯が分かる会議議事録等の文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年8月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号の条項は、個人が特定されることを防止するための規定であり、本件の開示請求は、個人特定の防止を阻害するものではない。したがって、原判断は誤りであるので、本件開示申出文書を開示すべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出は、司法行政文書開示申出書に、特定の事件の決定に係る特定人宛ての納入告知書を別紙として引用したうえで、同決定がされた経緯が分かる文書等の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、当該特定人に関する裁判手続の係属等の事実の有無が公になる。この事実の有無に関する情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当す

る。

よって、取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月22日 審議
- ④ 同年2月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定の事件の決定正本送達費用の立替金に係る特定人宛ての納入告知書の写し（当該特定人の氏名等が記載された部分を含む。）を添付した上で、当該決定がされた経緯が分かる文書等の開示を求めるものである。

法5条1号によれば、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、不開示情報とされているが、本件開示申出文書の存否を答えることは、特定人について特定の事件の裁判手続が係属している事実や、当該特定人に対して同事件の決定正本送達費用の立替金に係る納入告知書が送付された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められるから、本件存否情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

なお，本件開示の申出は，苦情申出人（開示申出人）に対して送付された文書に関してされたものであるから，苦情申出人本人に係る保有個人情報の開示を求めるものであると考えられるが，当委員会庶務を通じて確認した結果によれば，苦情申出人は，裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「個人情報取扱要綱」という。）に定める開示の申出はしていないことが認められる。そのため，本件開示の申出を受けた裁判所としては，苦情申出人に対し，個人情報取扱要綱に基づく開示の申出について教示することなどを検討することが望ましかったことを付言する。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

別紙

特定の事件の決定正本送達費用について（別紙（略）納付書写）

この決定がなされた経緯が分かる会議議事録等の文書，担当者及び決定権者の署名押印等がわかるもの。